

下関球場等のネーミングライツ・パートナー募集要項

下関市では、体育施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図るため、これをご支援いただけるネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）を次のとおり募集します。

1. 募集の概要

次の条件で、ネーミングライツ・パートナーを募集します。

施設の名称に、企業名、商品名等を冠とした愛称を付与し、施設の通称として使用します。市民に親しまれ、また、施設の設置目的にふさわしい愛称をご提案ください。

なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから、設置条例等の例規改正は行いません。

(1) 対象施設

名 称：下関球場及び下関第二球場（以下「下関球場等」という。）

所在地：下関市大字富任字小迫

※詳細は、別紙1「施設概要」のとおり

(2) ネーミングライツ料（希望金額）

年額 200万円以上

※消費税及び地方消費税は別途必要となります。

※希望金額以上での募集とします。

(3) 愛称使用期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

(4) 契約の更新

愛称使用期間の満了に際し、原則としてその6か月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーの双方から特段の意思表示がないときは、当該愛称使用期間の満了後も同一条件で契約を更新するものとします。この場合において、更新後の契約期間は1年間とし、以後同様とします。

(5) ネーミングライツ・パートナーの特典等

- ① 対象施設の看板、銘板及び敷地内サインの表示を変更できます。また、新規看板等の設置の可否については、協議のうえ決定します。

- ② 施設パンフレット等の印刷物（新規作成分）及び本市ホームページの表示変更は、本市がすみやかに実施します。
- ③ 施設愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、記者発表し、本市のホームページでも公表します。また、本市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設利用団体にも愛称の使用を働きかける等、愛称の普及に努めます。
- ④ 下関球場ラバーフェンスの広告料については、無料で広告掲示が可能です。掲示内容・掲示場所等の詳細につきましては、ネーミングライツ・パートナーと別途協議させていただきます。ただし、広告掲示に係る工事費用及び原状復旧に係る費用につきましては、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。
- ⑤ その他、ネーミングライツ・パートナーにおいて、ネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議により決定させていただきます。

(6) 愛称命名条件

- ① 下関球場等にふさわしく、施設の設置目的がイメージできる愛称をご提案ください。
- ② 親しみやすさや、呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称をご提案ください。
- ③ 下関球場、下関第二球場とも同一冠としてください。
- ④ 冠の後に、「球場」又は「スタジアム」という言葉を入れてください。ただし、下関第二球場は、「第二球場」又は「第二スタジアム」としてください。

ネーミングライツ・パートナーが、「維新商事株式会社」である場合の例

- 例 1：下関球場 → 維新商事スタジアム
下関第二球場 → 維新商事第二スタジアム
- 例 2：下関球場 → 維新商事スタジアム下関
下関第二球場 → 維新商事第二スタジアム下関
- 例 3：下関球場 → 維新商事しものせき球場
下関第二球場 → 維新商事しものせき第二球場

- ⑤ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
 - ア 法令等（法律、政令、省令、条例、規則等をいう。）に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - オ 政治性又は宗教性のあるもの
 - カ 社会問題その他についての主義、主張にあたるもの

- キ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- ク 個人の氏名
- ケ その他、愛称として適当でないと認められるもの
- ⑥ 施設利用者の混乱を避けるため、愛称使用期間内の愛称の変更はできないものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名等に変更がある場合等の相当の理由があると認められる場合は除きます。
- ⑦ 愛称使用開始から愛称定着までの間、条例上の名称を併記させていただきます。
- ⑧ 商標権、肖像権、著作権などの権利関係については、問題を解決したうえで、愛称の提案をお願いします。愛称決定後に発生した問題については、ネーミングライツ・パートナーの責任において対応していただき、本市は責任を負わないものとします。
- ⑨ 国、山口県への補助金申請、下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

(7) 愛称の表示と表示に係る費用負担

- ① 対象施設の看板、銘板及び敷地内のサインに愛称を使用することができます。看板等の変更及び新規設置については、ネーミングライツ・パートナーが施工するものとし、その施工に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

この場合、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市と協議のうえ決定することとします。

また、新規看板等の設置については、設置の可否についても本市と協議のうえ決定することとします。

なお、契約終了後の原状回復についてもこれらすべて同様とします。

- ② 道路標識、バス等の案内表示につきましても、本市が道路管理者やバス事業者等へ確認を行い、変更が可能なものについては表示の変更を行うことができます。このことに要する費用については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。契約終了後の原状回復についても同様とします。

(8) 応募資格

契約期間中、ネーミングライツ料の支払が可能である法人を対象とし、以下の①から⑧のいずれかに該当する者は除きます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- ② 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措

置を受けている法人

- ③ 都道府県民税、市税及びその他租税の滞納がある法人
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続をしている法人
- ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する法人
- ⑦ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する法人
- ⑧ 下関球場等の指定管理者と事業競合する法人

指定管理期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理者：美津濃株式会社
本社：大阪府大阪市住之江区南港北一丁目12番35号

（9）留意事項

ネーミングライツ・パートナーが前記（8）に記載した応募資格を満たさなくなったとき、又は社会的信用を著しく損なうなどのネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるときは、本市は契約を解除することができるものとします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対して既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。また、看板等の原状回復及びその他の者に生じた損害等については、ネーミングライツ・パートナーがその責めを負うものとします。

2. 応募の方法

（1）提出書類

- ① 応募申込書（様式第1号）1通
- ② 提案書（様式第2号）1通
- ③ 登記事項証明書（原本）、印鑑証明書（原本）各1通
- ④ 都道府県民税、市税及びその他租税に滞納がないことを証する書類（原本）各1通

（2）募集期間

平成28年10月3日（月）から平成28年11月4日（金）まで

(3) 提出先

〒750-0006

山口県下関市南部町21番19号 下関商工会館4階
下関市観光交流部スポーツ振興課 施設係

(4) 提出方法

上記(3)の提出先に持参、又は郵送(書留に限る)にてご提出ください。
なお、持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとなります。
郵送の場合は、平成28年11月4日(金)必着でご提出ください。

(5) 質問及び施設見学の受付

募集に関する質問及び施設見学を、以下のとおり受付します。

①受付期間

平成28年10月3日(月)から平成28年10月31日(月)まで

②受付方法

- ・質問:「6. お問合せ先」に電子メールにて任意書式によりお問合せください。
- ・施設見学:「6. お問合せ先」に電話にて、事前にご予約をお願いします。

③質問に対する回答方法

電子メールにて、原則として質問者に対してのみ回答いたします。

(6) 参加資格の確認

上記(1)の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、平成28年11月9日(水)までに、その結果を応募者に参加資格決定通知書(様式第3号)により送付します。

(7) その他

- ① 応募に要する経費等は、全て応募者の負担となります。
- ② 提出書類等は、返却いたしません。
- ③ 提出書類等は、必要に応じて複写いたします。
- ④ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

3. 契約締結までの流れ

別途設置する「下関球場等のネーミングライツ・パートナー選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、別紙2「審査方法」により審査します。

なお、審査日程については、平成28年11月10日(木)から平成28年

11月17日(木)までを予定しています。優先交渉権者は平成28年11月18日(金)までに選定し、その結果については、平成28年11月25日(金)までに全ての応募者に審査結果通知書(様式第5号)を送付します。

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、下関市契約規則(平成21年規則第29号)に基づき、契約を締結します。

なお、協議は優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と契約内容について協議を行うものとしします。

4. ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料は、契約期間中の各年度当初に、本市からの請求に基づき支払うものとしします。なお、分割して支払うことはできません。

5. リスク負担

(1) 新規に設置した看板、銘板及び表示サイン等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとなります。

(2) その他、定めがないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとしします。

6. お問い合わせ先

〒750-0006

山口県下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

下関市観光交流部スポーツ振興課 施設係

TEL 083-231-2789

FAX 083-231-2746

電子メールアドレス kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp